

地域計画の変更の手続きについて

令和7年4月より、転用申請する前に、地域計画変更の手続きが必要になりました。

1 提出する書類

地域計画変更申出書（ホームページからダウンロード出来ます。）

（添付書類）

- 事業計画書（自己住宅等利用計画書）
- 被害防除計画書
- 土地利用計画図
- 位置図
- 断面図
- 委任状（土地所有者以外が書類を持参する場合）

2 提出の締切日 毎月、月末（平日のみ。土日・祝日を除く。）

3 地域計画変更日 2か月後

（例）令和7年4月30日 地域計画変更申出書の提出

令和7年6月30日 地域計画が変更（予定）

4 その他

○転用の申請は、地域計画変更申出書の提出締切日から2か月後の各申請書受付締切日までに提出してください。

○農振除外する場合は、地域計画変更申出書を同時に提出してください。